

重度心身障害者医療費助成に関するQ&A

Q1	届いた受給券はどうすれば良いの？																				
A1	<p>医療機関にて保険診療を受けた際に、加入保険の資格確認を受け、窓口へ提示してください。受給券に記載の金額のみで受診することができます。</p> <p>※市民税所得割課税世帯：通院1回、入院1日300円（保険調剤は無料） ※市民税所得割非課税世帯：すべて無料</p>																				
Q2	受給券はどこでも使えるの？																				
A2	千葉県内であれば、ほとんどの医療機関で使用できます。ただし、県外医療機関などは使用できませんので、その場合は、償還払いでの助成となります。（Q6参照）																				
Q3	受給券はどんな治療にも使えるの？																				
A3	医療保険が適用された診療であれば使用できます。診療科は問いません。ただし、予防接種代や文書料、入院した時の食事代や部屋代、介護保険分など、医療保険が適用とされないものには使用できません。																				
Q4	他の公費負担医療の受給者証（自立支援医療・難病医療など）を持っているけれどどうすれば良いの？																				
A4	<p>受給券と一緒に医療機関窓口で提示してください。提示しないと、本来、国の財源で賄える医療費を、千葉県と船橋市だけの財源で賄うことになってしまい、この制度の維持が難しくなる可能性があります。そのため、受給券及び受給者証両方のご提示をお願いいたします。また、受給者証の更新もお忘れのないようお願いいたします。</p> <p>※自己負担金（300円）のある方は、負担が減る場合もあります。</p> <p>例) 自立支援医療（月額上限5,000円）をお持ちの方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通院回数 (1ヵ月)</th> <th>総医療費</th> <th>一部負担金 (自立支援医療提示)</th> <th>自己負担金 (更に受給券も提示)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>25,000円</td> <td>2,500円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>25,000円</td> <td>2,500円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>25,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>4回目</td> <td>25,000円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の場合、自立支援医療を提示しないと、自己負担金の支払回数が増えてしまいます。</p>	通院回数 (1ヵ月)	総医療費	一部負担金 (自立支援医療提示)	自己負担金 (更に受給券も提示)	1回目	25,000円	2,500円	300円	2回目	25,000円	2,500円	300円	3回目	25,000円	0円	0円	4回目	25,000円	0円	0円
通院回数 (1ヵ月)	総医療費	一部負担金 (自立支援医療提示)	自己負担金 (更に受給券も提示)																		
1回目	25,000円	2,500円	300円																		
2回目	25,000円	2,500円	300円																		
3回目	25,000円	0円	0円																		
4回目	25,000円	0円	0円																		
Q5	病院に行ったが、受給券の提示を忘れてしまった場合はどうすれば良いの？																				
A5	償還払いでの助成となります（Q6参照）。ただし、医療機関によっては、同一月内であれば、後日受給券を提示することで返金される場合もあります。詳しくは直接医療機関へご確認ください。																				

Q6	償還払いの申請はどうすれば良いの？
A6	<p>本庁かFACE若しくは郵送にて、診療日から2年以内に、申請書・領収書原本・受給券・口座番号のわかるものをお持ちいただきご申請ください。3～5か月後に指定の口座にお振込みいたします。</p> <p>※医療保険が適用にならないものは助成できません。 ※2回目以降の申請は出張所・連絡所でも可能です。</p>
Q7	償還払いの申請をしたいが領収書をなくした場合は申請できない？
A7	<p>医療機関に領収書を再発行してもらるか、船橋市指定の「船橋市重度心身障害者医療費証明書」を医療機関にて記入いただきご提出ください。ただし医療機関によっては手数料がかかる場合があります。</p>
Q8	受給券を失くした、汚損した場合は？
A8	再交付申請書をご提出ください。1週間以内に新しい受給券を送付します。
Q9	市内転居や氏名が変わった場合はどうすれば良いの？
A9	<p>記載事項変更届をご提出ください。2週間以内に新しい受給券を送付します。</p> <p>※新しい受給券が届くまではそのままご使用ください。</p>
Q10	健康保険が変わった場合はどうすれば良いの？
A10	<p>記載事項変更届とお持ちであれば資格確認書等のコピーをご提出ください。受給券の自己負担金に変更があった場合は、2週間以内に新しい受給券を送付します。</p> <p>※新しい受給券が届くまではそのままご使用ください。 ※特に変更がない場合は通知等はいたしません。</p>
Q11	市外へ転出、対象者が亡くなった等、受給資格が無くなった場合はどうすれば良いの？
A11	返納届をご提出いただき、受給券を返納してください。
Q12	受給券の有効期限が切れそうだけど何か手続きは必要？（8月～翌7月までの方）
A12	<p>健康保険の変更、手帳の期限切れ等がなければ手続きは必要ございません。毎年7月末頃、対象となる方には受給券を送付いたします。</p> <p>※所得超過等で対象外となった方にはその旨通知いたします。</p>
Q13	受給券の有効期限が切れそうだけど何か手続きは必要？（年度途中の方 例）8月～12月）
A13	<p>年齢到達（75歳）による保険変更又は手帳の期限切れ等のため、手続きをお願いします。引き続き受給資格のある方には、新しい受給券を送付いたします。</p> <p>※所得超過等で対象外となった方にはその旨通知いたします。</p>

Q14	受給券は訪問診療でも使えるの？
A14	医療保険が適用された診療で、千葉県と契約している医療機関であれば使用できます。詳しくは医療機関へお問い合わせください。
Q15	受給券は整骨院でも使えるの？
A15	医療保険が適用された診療で、千葉県と契約している医療機関であれば使用できます。詳しくは医療機関へお問い合わせください。
Q16	受給券ははり灸治療やマッサージ治療でも使えるの？
A16	受給券は使用できません。ただし、医療保険が適用された治療であれば償還払いにて助成できます（Q6参照）。医療保険が適用されるかどうかは、医療機関へお問い合わせください。
Q17	装具は対象になる？
A17	医療保険で作成した装具であれば助成対象になります。 ※詳しい申請方法は別紙（治療用装具代の申請方法について）をご確認ください。